

京 都 大 学 文 献 複 写 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(複写料金の納付)</p> <p>第4条 前条の承認を得た者は、文献複写料金を前納しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、その者が次の各号に掲げる機関である場合には、文献複写料金を後納とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>4 前項第2号から第11号に掲げる者は、<u>文献複写料金の支払にあたり、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) } (略)</p> <p>5 (後 略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(複写料金の納付)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、その者が次の各号に掲げる機関である場合又は図書館が指定する委託業者を通じて文献複写料金を支払う場合には、文献複写料金を後納とする。</p> <p>(1)～(11) (同 左)</p> <p>4 前項の規定により文献複写料金を後納する場合(前項第1号の機関である場合を除く。)は、その支払にあたり、<u>次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1)～(2) } (同 左)</p> <p>5 }</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (同 左)</p>